

南砺市食育会議次第

日時：令和5年10月17日（火）

午後2時～

場所：南砺市役所別館3階大ホール

1. 開会

2. あいさつ

3. 委員の紹介

4. 協議事項

(1) 南砺市食育会議会長及び副会長の互選について

(2) 令和4年度の取り組み結果及び令和5年度取り組み状況について

資料1 資料2 資料3

(3) 令和6年度以降の取り組み方針について

資料4

(4) その他

5. 講義

「第4期富山県食育推進計画」について

富山県農林水産部農林水産企画課 副係長 吉野 真弘 氏

6. 閉会

南砺市食育会議 委員名簿

【任期:委嘱日～R7.3.31】

No	氏名	所属等	備考
1	松井 正子	南砺市食生活改善推進協議会 会長	
2	雄川 勉	となみ野農業協同組合 経済部 部長	新
3	長瀬 博文	富山県砺波厚生センター 所長	新
4	今堀 志朗	富山県砺波農林振興センター 次長	新
5	下保 京子	南砺市立福野小学校 栄養教諭	
6	氏家 智伸	南砺市教育部 教育総務課 課長	
7	藤井 外史	南砺市総合政策部 エコビレッジ推進課 主幹	新
8	三橋 千佳子	南砺市地域包括医療ケア部 健康課 副主幹	
9	定司 智春	南砺市教育部 こども課主査(栄養士)	
10	中野 絵梨子	公立南砺中央病院 診療技術部 栄養管理室 主任	新
11	小林 尚美	南砺市地域包括医療ケア部 地域包括ケア課 地域包括支援センター 主任	新
12	岩佐 崇	南砺市ブランド戦略部 部長	
13	佐竹 弘昭	公募	
14	山岸 道代	公募	
15	勇崎 裕代	公募	

(順不同、敬称略)

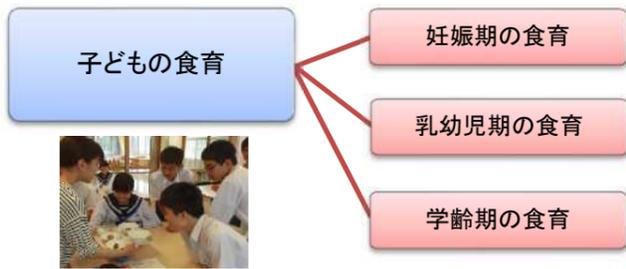
目標数値について

資料1

基本目標	項目	対象	計画策定時 (H30現状値)	R4現状値	目標値 (R6)	評価
子どもの食育	①朝食を食べない子どもの割合	1.6か月児	2.8%	3.6%	0%	×
		3.6か月児	4.0%	2.3%		○
		小学5年生	0.3%	0.6%		×
		中学2年生	2.0%	1.6%		○
	②1日1回は家族のだれかと一緒に食事をとっている子どもの割合	小学5年生	99.4%	99.1%	100%	×
		中学2年生	97.4%	98.2%		×
	③肥満傾向の割合(保育園3歳以上児/肥満度20%以上)	男児	3.3%	2.6%	限りなく0%に近づける	○
		女児	1.4%	2.0%		×
	④肥満傾向の割合(全小学生/中等度・高度)	男子	4.4%	4.4%	限りなく0%に近づける	×
		女子	2.6%	3.1%		×
⑤学校給食の南砺市産農産物の使用率(野菜・果物・菌類・豆類)	市内全小中学校	30.5%	34.7%	35.0%	○	
生涯にわたる心身の健康	⑥心身ともに健康だと感じている市民の割合	20歳以上	46.5%	47.6%	55.0%	○
	⑦朝食を食べない人の割合	20歳以上	17.0%	8.4%	15.0%	○
	⑧低体重傾向(BMI21.4以下)の高齢者(65歳以上)の割合の減少	男	27.0%	26.2%	高齢者の自然増加を上回らない	○
		女	38.1%	39.9%		×
	⑨肥満者(BMI25以上)の割合	40～74歳(男)	32.1%	33.1%	加齢により肥満割合が増加せず維持	×
		40～74歳(女)	22.9%	20.7%		○
	⑩咀嚼良好者の増加	65歳以上	58.5%	システム変更により評価できない	60.0%	—
	⑪家族のだれかと一緒に食事をとっている人の割合	20歳以上(朝食)	71.6%	71.2%	75.0%	×
20歳以上(夕食)		85.7%	89.5%	90.0%	×	
⑫ほぼ毎日、1日2回以上「主食」・「主菜」・「副菜」の3つそろえて、食べている人の割合	20歳以上	51.0%	49.6%	60.0%	×	
安全安心な食の生産と販売	⑬環境保全型農業を実施している経営体数	市内農業者	80経営体	66経営体	85経営体	×
	⑭南砺市産食材農業産出額	野菜・いも類	8.6億円	7.2億円	9億円	×
	⑮「南砺の逸品」認定品数	農産物・酒・加工食品	70品	100品	75品	○
	⑯市内直売所販売額	市内直売所	3.3億円	3.5億円	4億円	○
	⑰食の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する人の割合	20歳以上	64.0%	66.8%	70.0%	○
食の地域内循環と伝統食	⑱地場産食材を意識して購入している家庭の割合	20歳以上	33.1%	36.1%	45.0%	○
	⑲「食品ロス」を軽減する取り組みをしている人の割合	20歳以上	93.8%	98.2%	95.0%	○
	⑳食生活改善推進員の食育教室開催回数	保育園・子育て支援センター・小中学校など	52回	65回	55回	○
	㉑郷土料理など次世代につたえたい人の割合	20歳以上	59.0%	50.6%	65.0%	×

基本方針:食を通じて健康で豊かな人間性を育み、活力ある地域をつくる

基本目標		推進の内容		実績の概要
ライフステージ別の推進	子どもの食育	1-1 妊娠期の食育	<ul style="list-style-type: none"> ●妊娠期の心身の健康づくりを推進 ●生活習慣病予防及び歯科保健意識の向上 	【健康課】 離乳食教室(12回132人)、発育相談(12回103人)、お口もぐもぐ教室(6回97人)、栄養指導(乳幼児健診430人) 【こども課】 肥満児童に対する保健指導(6名)、保育園での「年間食育活動計画」に基づいた食育活動(野菜の栽培、収穫、調理など) 地場産食材を使用した給食の提供(農薬・化学肥料不使用の米、じゃがいも、にんじん、さつまいもを使った給食の提供) 【教育総務課】 小・中・義務教育学校給食なんとハートフルランチ(7月8日なんとの日)、なんと!おいしい学校給食週間(11月の第3週)、なんとサンキューデー(毎月10日)、なんと世界遺産給食、なんと食育デー(それぞれ約3,162人)、小・中・義務教育学校での食育推進及び教科と関連した食に関する指導実践や体験学習 【農政課】 地産地消や南砺市の地場産食材を子供たちに知ってもらうことを目的として地場産食材活用啓発用下敷きを作成し、小学校3年生、小学校・義務教育学校6年生と中学校3年生、義務教育学校9年生に配布 全小・中学校・義務教育学校で自然栽培米等を使用した給食を実施(4回)
		1-2 乳幼児期の食育	<ul style="list-style-type: none"> ●乳幼児期の食育推進と口腔機能の向上 ●保育園・認定こども園等での「年間食育計画」に基づいた食育活動の実施 ●保育園・認定こども園等での地場産食材(オーガニックを含む)を活用した給食の実施 	
		1-3 学齢期の食育	<ul style="list-style-type: none"> ●学齢期の食育推進と口腔機能の向上 ●農林漁業体験の実施 ●給食時間や各教科での食に対する指導 ●地場産食材(オーガニックを含む)を活用した給食の実施 	
	生涯にわたる心身の健康	2-1 青年期の食育	<ul style="list-style-type: none"> ●適正な栄養や食生活に関する知識の普及啓発 ●朝食の習慣づけの推進 	【健康課】 一般健康教室(19回500人)、食生活改善事業(伝達講習19回500人)、地域まるごと健康教室(8回116人)医療・介護・福祉関係者による食育活動の実施(ボランティア育成等) 【地域包括ケア課】 一般介護予防事業での口腔機能維持や栄養改善に関する普及啓発(21回664名)、介護予防出前講座(21回370名)、すまいるエイジ教室(30回773名)、フレイルサポーター養成講座(1回15名修了)、フレイルチェック67回891名)、フレイルサブトレーナー養成講座(1回3名)
		2-2 成人期の食育	<ul style="list-style-type: none"> ●健診の推進、生活習慣及び食習慣を見直すための情報の提供 ●家庭において、子ども達に食育を進めるための支援 	
		2-3 壮年期の食育	<ul style="list-style-type: none"> ●地域や個人の健康づくりの支援、生活習慣病予防、重症化予防への取り組み 	
		2-4 高齢期の食育	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者の低栄養改善と口腔機能の向上 ●地域における共食の推進 ●食に関する知識を次世代に継承する制度や環境づくりの推奨 	
	安全安心な食の生産と販売	3-1 環境にやさしい農業への支援	<ul style="list-style-type: none"> ●環境に配慮した生産活動への支援 ●地域内循環を意識した農業に対する意識向上 	【エコビレッジ推進課】 SDGsの普及啓発を目的としたSDGsカフェ事業において持続可能な農業等の講演会を開催(2回、45人) 【農政課】 環境保全型農業(農薬や化学肥料等の使用による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業)を実施している経営体数(R5.3.31現在 66経営体) 生産者と消費者の交流や農園体験プログラムの推進(とやま帰農塾推進事業、みんなで農作業の日in五箇山の実施) 県内外・首都圏への地場産食材PRの実施(農産物販売促進事業) 南砺市農産物直売加工グループ等への販売研修や資質向上研修会の実施(2回) 【商工企業立地課】 南砺ブランド商品開発支援事業「南砺の逸品」の認定(100品)
3-2 農業関係者の役割と消費者との交流		<ul style="list-style-type: none"> ●園芸作物の生産振興 ●都市農村交流の推進拡大 ●農業団体と連携したイベント開催 ●農産物直売所を通しての地産地消活動の展開 		
3-3 特産品開発や販路拡大の推進		<ul style="list-style-type: none"> ●6次産業化、特産品開発の取り組みへの支援 ●農産物及び農産加工品のブランド化及び販路の拡大 		
3-4 食の安全性と市民に対する正しい理解		<ul style="list-style-type: none"> ●栄養成分表示の活用推進 ●食の安全性に関する市民の知識の啓発普及、事業所向けの研修会の実施 ●保育園・認定こども園及び小・中学校等での食物アレルギー対応マニュアル、異物混入マニュアルに基づいた給食での安全対策の実践 		
食の地域内循環と伝統食	4-1 南砺市の伝統食	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の伝統的な農業行事の活動維持の支援 ●在来作物等の保存と伝承する者への支援 ●南砺市の素材や伝統料理教室の開催、食文化の継承、食に感謝する気持ちを育てるイベント等への支援 	【エコビレッジ推進課】 余っている食品を足りないところへ届けるフードドライブの実施(1回、240点) フードドライブを実施する市内団体を支援(6団体) エコビレッジ部活動で高校生が堆肥づくりを学習(26人) 【農政課】 食の匠による食の伝承 食の匠認定者数:特産の匠5名・4団体 伝承の匠7名・1団体 創作の匠1団体	
	4-2 食育とSDGs未来都市	<ul style="list-style-type: none"> ●高校生の農業体験、農業者と中学生の交流の実施(エコビレッジ部活動支援事業) ●エコビレッジ推進での将来像を語る場の展開 ●南砺版SDGs未来都市～地域循環共生圏～の実現 		
	4-3 食品ロス削減に対する意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> ●広報誌による食ロス削減、3015運動の啓発 ●食品ロス削減に対する意識向上 		



【具体的な取り組み】

- ・妊娠期の健やかな食生活に関する知識の普及や相談に応じます。
- ・各種乳幼児健診、教室を開催し、達段階に応じた栄養相談、訪問を実施します。
- ・未就園児の保護者を対象に、食事に関する講座や栄養相談等の栄養教室を実施します。
- ・毎月1回、おやつに「おにぎりの日」として7分づき米(自然農法)を子ども達が自分でにぎって食べる体験活動を実施(夏場は除く)
- ・毎月10日を「なんとサンキューデー」として地場産食材を多く取り入れた献立、毎月19日を「なんと食育デー」として特別献立を実施し、和食文化を伝えます。
- ・南砺市地場産食材活用推進協議会をさらに発展させ、「なんと自然給食ものがたり」としてオーガニックを含む地場産食材をふんだんに活用した給食を提供し

【担当課】

【主な事業名】

【健康課】	・妊娠届出時保健指導、妊婦栄養相談事業(妊娠から子育て期の切れ目のない支援体制の充実と推進)各種乳幼児健診、離乳食教室、お口もぐもぐ教室(乳幼児期から学童期までの食育推進と口腔機能の向上)
【こども課】	・「南砺市保育園年間食育計画」に基づく食育の実践、家庭に対する食育の啓発 ・肥満児童に対する保健指導、地場産食材を活用した給食の提供、自然農法で栽培された野菜、米を活用した給食の提供給食・手作りおやつ試食会、栄養士による食育講座(子育て支援センター)
【教育総務課】	・なんと！うんまいもん給食事業(なんとハートフルランチ、なーんと！おいしい学校給食週間、なんとサンキューデー、なんと食育デー、なんと世界遺産給食)



- ・食に関する知識を身につけられる制度や環境づくりを推奨します。
- ・健康診査を積極的に受け、自分の健康状態を把握し、健康の維持・改善のための食生活行動ができるように支援します。
- ・朝食を食べる習慣を身につけます。
- ・家庭において子どもたちに食育を指導できるように支援します。
- ・生活習慣病予防のための望ましい食習慣の知識を普及啓発します。
- ・食に関する知識を身につけられる環境づくりを推奨します。
- ・食育を推進するためのボランティア等の人材を育成します。
- ・高齢者の低栄養改善と口腔機能の向上を図ります。

【健康課】

【健康課】	・健康教育、健康相談、訪問指導事業(地域や個人の健康づくりの支援、生活習慣病予防・重症化予防) ・食生活改善事業(適切な栄養や食生活に関する知識の普及啓発) ・医療・保健・福祉関係者による食育活動の実施(ボランティア育成等)
【地域包括ケア課】	・一般介護予防事業(栄養改善や口腔機能の維持・向上に関するもの)、介護予防出前講座、すまいるエイジ教室、フレイル予防事業



- ・有機栽培や化学肥料及び化学合成農薬の使用を低減する取り組みをする農家を支援します。
- ・「なんと自然給食ものがたり」を立ち上げ、保育園・認定こども園及び小学校・中学校等での給食にオーガニックを含む地場産食材の活用を推進します。
- ・現在実施している「とやま婦農塾」や「みんなで農作業の日in五箇山」等の都市農村交流をさらに推進し、農業への関心を高めるよう支援します。
- ・南砺の逸品を集め、販路拡大のための勉強会や物産展等の情報を発信し、販売額増加につなげるとともに、商品のブランド力を高めるための支援をします。
- ・南砺市内の加工グループ及び直売所に対し、南砺の魅力が伝わる商品づくりの研修会を実施し、販売額増加につなげます。
- ・農薬の適用表(ラベル)に基づいた使用を徹底し、農産物の生産に対する安全の指導を行います。

【農政課】

【農政課】	・環境保全型農業直接支援事業 ・有機農業産地づくり推進緊急対策事業(R4年度新規事業) ・有機転換推進事業(R5年度新規事業) ・とやま婦農塾推進事業、みんなで農作業の日in五箇山、6次産業化支援(1件) ・なんと自然給食ものがたり事業(自然栽培米及び農薬・化学肥料不使用の農作物を活用した給食)の実施 ・首都圏への農産物及び農産加工品の販売促進事業 ・南砺市農産物直売加工グループ等への販売研修や資質向上研修会等
【商工企業立地課】	・ブランド商品開発支援事業(新商品開発や販路開拓等の支援)



- ・農業行事の活動維持を支援します。
- ・南砺市の食材を活用した料理や郷土料理を普及します。
- ・総合の学習の時間を利用し、郷土料理や在来作物の学習をします。
- ・市内高校生の農業・林業等の地域資源を活かした活動を支援します。(エコビレッジ部活動支援事業)
- ・広報「なんと」で食品ロス削減、3015運動を周知啓発します。
- ・給食での残食量を測定し、食品ロス削減に対する意識を高めます。

【農政課】

【農政課】	・地場産農産物消費向上事業(南砺市産の食材を活用した給食の実施) ・農業祭支援、郷土料理・地元の農産物や加工品を積極的に情報発信、食の匠への推薦 ・「五箇山ぼべら」を小中学校給食に提供し、伝統的な野菜の栽培方法を学習
【エコビレッジ推進課】	・SDGs出前講座の開催(食育を含むSDGsの普及啓発) ・SDGsカフェの開催(地域課題解決の取り組み事例のフィールドワーク) ・フードドライブの実施及び市民の実施支援 ・エコビレッジ部活動(高校生のチューリップ堆肥づくり学習)

令和6年度以降の取り組み方針について

【こども課】

「南砺市保育園年間食育計画」に基づく食育実践
家庭に対する食育の啓発、肥満児童に対する保健指導
地場産食材を活用した給食の提供
自然農法米の継続した提供
子育て支援センターでのおやつ試食会

【健康課】

疾病予防対策（学生健診、39歳以下健診、健康教育、訪問指導）
保健衛生推進（食生活改善事業、高齢者食生活事業）
国保保健事業（特定健康診査、訪問指導）
後期高齢者保健事業（後期高齢者健康診査、訪問指導、地域まるごと健康教室、フォローアップ教室）

【地域包括ケア課】

介護予防事業（フレイル予防事業、介護予防出前講座、すまいるエイジ教室）

【教育総務課】

なんと！うまいもん給食事業（なんとハートフルランチ、なーんと！おいしい学校給食週間、なんとサンキューデー、なんと食育デー、なんと世界遺産給食）

【商工企業立地課】

ブランド商品開発支援事業（新商品募集と販路開拓支援）

【エコビレッジ推進課】

SDGsの普及啓発を通じた持続可能な農業や地産地消、地域文化継承の理解促進
フードドライブの普及拡大を図り、食品ロスの削減と支え合いの地域づくりを推進

【農政課】

環境保全型農業直接支援事業（環境にやさしい農業支援）
有機農業産地づくり推進緊急対策事業、有機転換推進事業
とやま帰農塾推進事業、農産物販売促進事業、6次産業化への支援（特産品開発や販路拡大の推進）
なんと自然給食ものがたり事業（自然栽培米及び農薬・化学肥料不使用の農作物を活用した給食）
地場産農産物消費向上事業（保育園や小・中学校の給食で地場産食材使用率の向上）

○南砺市食育会議設置要綱

平成27年6月18日

告示第169号

改正 平成28年3月18日告示第98号

令和2年3月31日告示第150号

(設置)

第1条 市の食育推進に当たり、地域の特性に応じた食育に関する施策を総合的に推進するため、南砺市食育会議（以下「食育会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 食育会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 南砺市食育推進計画の推進、推進状況の管理、評価及び見直しに関する事項
- (2) その他市の食育推進に必要な事項

(組織)

第3条 食育会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 公募による者
- (2) 食に関係のある機関及び団体の代表者
- (3) 市民団体の関係者
- (4) 学識経験者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認めるもの

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 食育会議に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、食育会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 食育会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長と

なる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議長は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 食育会議の庶務は、ブランド戦略部農政課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、食育会議の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行後、最初に委嘱された委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、その委嘱の日から平成29年3月31日までとする。

(招集の特例)

- 3 最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則 (平成28年3月18日告示第98号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日告示第150号) 抄

(施行期日)

- 1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。